

第一節 申請人登録に関する手続

1. 識別番号とは

識別番号とは、手続をする者に対し特許庁長官が付与する9桁のアラビア数字からなるコード（手続ごとではなく一人の手続者に一つのコード）です。識別番号には申請人登録情報として、住所(居所)、氏名(名称)等を登録しており、手続者が提出書類に識別番号を記載することにより本人確認の方法に用いられます。

識別番号を付与された者の住所、名称等に変更があったときは、住所、名称等の変更届を一通提出することにより、出願係属中の案件がすべて変更後の情報に変更されます。

このように識別番号は手続者の負担軽減と特許庁の事務効率を図るためのものです。

2. 識別番号の付与及び識別番号の付与の請求

(1) 識別番号の付与の請求

識別番号を付与されていない者は、「識別番号付与請求書」を特許庁長官に提出することにより識別番号の付与を請求することができます。

特許庁長官は、識別番号の付与の請求があった場合には、その者に識別番号を付与し、その番号を通知します（例施規3(2)）。

代理人により手続するときは、代理権を証明する書面の添付が必要です（例施規5(1)）。

この場合、包括委任状を援用して証明することができます（例施規6(1)）。

(2) 識別番号の付与

識別番号を付与されていない者が、次のaからkの手続をしたときは、その者に識別番号を付与し、その番号を通知します（例施規3(3)）。

- a 特許出願・実用新案登録出願・意匠登録出願・商標登録出願・防護標章登録出願・防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願、重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願
- b 書換登録の申請
- c 拒絶査定等不服審判の請求（四法）
- d 国際出願の国内書面の提出（特・実）
- e 出願人名義変更届の提出（四法）
- f 予納届の提出（特例法14(1)）
- g 予納者の地位の承継届の提出（例施令1(3)）
- h 包括委任状の提出（例施規6(2)）
- i 電子計算機の届出（例施規15(1)）
- j 現金納付に係る識別番号付与請求書の提出（現金手続令2(1)）
- k 国際意匠登録出願に係る拒絶査定等に対する審判に係る手続であって、国際登録の所有権の変更があった後最初にされるもの（特許庁に係属している場合にするものに限る。）（意60の6(3)）

また、a～e及びkの手続をした者の代理人、包括委任状に係る代理人、予納又は口座振替の代理人届に係る代理人、代理人選任届等（a～e）により選任された出願人の代理人についても既に付与されている場合を除き識別番号を付与し、その番号を通知します（例施規3（3））。

(3) 識別番号付与請求書

識別番号付与請求書の作成要領は、次のとおりです。

例施規様式第1（第3条関係）

識別番号付与請求書	
	(令和 年 月 日)
特許庁長官 殿	
1 請求人	
郵便番号	
住所又は居所	
氏名又は名称	
(国籍・地域名)	
2 代理人	
識別番号	
郵便番号	
住所又は居所	
氏名又は名称	

[備考]

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。
- 3 文字は、タイプ印書等により、黒色で、明瞭にかつ容易に消すことができないように書く。
- 4 「住所又は居所」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「郵便番号」及び「住所又は居所」の欄は設けるには及ばない。
- 5 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
- 6 「請求人」又は「代理人」の欄の「氏名又は名称」（法人にあっては、「代表者」）の次に請求人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
- 7 「氏名又は名称」は、法人にあっては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「代表者」の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあっては「〇〇国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性

質を記載する。

- 8 請求人が外国人であって住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「住所又は居所」の次に「住所又は居所原語表記」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記載する。また、請求人が外国人であって氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「氏名又は名称」の次に「氏名又は名称原語表記」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記載し、法人にあつては、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。
- 9 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名又は名称」の次に「営業所郵便番号」及び「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の郵便番号及び所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。
- 10 請求人がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考9に該当するときを除く。）は、「氏名又は名称」（名称の原語を記載する場合にあつては、「氏名又は名称原語表記」）の次に「営業所」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記載する。
- 11 「（国籍・地域）」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、「住所又は居所」の欄に記載した国・地域と同一であるときは、「（国籍・地域）」の欄は設けるには及ばない。
- 12 第3条第2項又は現金手続省令第2条第2項の規定による識別番号の通知を受けていない者については、「識別番号」の欄は設けるには及ばない。
- 13 代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「代表者」の次に「代理関係の特記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。
- 14 「（令和 年 月 日）」には、なるべく提出する日を記載する。
- 15 提出書が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数をなるべく記入する。
- 16 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。
- 17 とじ方は、なるべく左とじとし、容易に離脱しないようにとじる。

3. 識別番号の表示

- (1) 手続をする者（その者の代理人を含み、識別番号の通知を受けている者に限ります。）は、特例法施行規則、特許法施行規則、実用新案法施行規則、意匠法施行規則の様式で定めるところにより、その手続に係る書類にその者に付与した識別番号を記載しなければなりません（例施規2(1)）。
- (2) 手続をする者は（その者の代理人を含み、識別番号の通知を受けている者に限ります。）は、商標法施行規則の様式の定めるところにより、その者に付与した識別番号を記載することができます（例施規2(2)）。

4. 氏名（名称）、住所（居所）の変更の届出

- (1) 識別番号の付与を受けた者は、氏名若しくは名称又は住所若しくは居所を変更したときは、

遅滞なくその旨を届け出なければなりません（例施規 4 (1)）。

- (2) (1)の届出は、識別番号の氏名又は名称及び住所又は居所の変更をそれぞれ一つの手続により特許庁に届け出るものであり、事件ごとに手続を行う必要はありません。
- (3) 特例法施行規則第 4 条第 1 項の氏名（名称）変更届及び住所（居所）変更届は、一つの書面ですることができます（例施規 4 (3)）。
- (4) 特例法施行規則第 4 条第 1 項による住所変更等の届出（代理人に係るものを除きます。）と登録名義人（特許権者、実用新案権者、意匠権者及び商標権者に限ります。）又は仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更の登録の申請は、届出をする者と登録名義人又は仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者と同一であって、変更の内容が同一の場合に限り、一つの書面ですることができます（例施規 4 (4)）。
- (5) 特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人及び商標登録出願人が届出をするときは、提出者（代理人を除く。）の印を押さなければなりません（例施規 4 (2)）。このときの印は、本人確認が可能な「実印」又は「実印により証明可能な法人の代表者印」になります。また、必要に応じて、本人確認に必要な証明書を提出してください。届出に押印する印、及び本人確認のために必要な証明書は次のとおりです。

(1) 個人の場合

実印（市区町村に登録済みの印鑑）を押印し、印鑑証明書（発行日から 3 か月以内のもの）を提出してください。

(2) 法人の場合

実印（登記所に登録済みの印鑑）を押印し、印鑑証明書（発行日から 3 か月以内のもの）を提出してください。または、実印により証明可能な法人の代表者印を押印し、実印による証明書及び印鑑証明書（発行日から 3 か月以内のもの）を提出してください。

※一度、印鑑証明書又は実印による証明書により本人確認された印を使用する場合は、実印（実印により証明可能な法人の代表者印の場合は当該代表者印）に変更がない限り、都度の印鑑証明書の提出は不要です。

- (6) 代理人により手続するときは、代理権を証明する書面の添付が必要です（例施規 5 (1)）。この場合、包括委任状を援用して証明することができます（例施規 6 (1)）。

なお、特許庁に係属中の出願の代理人である場合は、例えば「○願○○○○－○○○○○○○の出願代理人である。」のように、当該出願の代理人である旨を記載することにより、代理権を証明する書面の提出を省略することができます（例施規 4 (4)の手続を除く）。

- (7) (1)の届出書面の作成要領は、次のとおりです。

a 氏名（名称）変更届

例施規様式第 2（第 4 条関係）

氏名（名称）変更届

（令和 年 月 日）

特許庁長官 殿

1 氏名（名称）を変更した者

識別番号
住所又は居所
旧氏名又は旧名称
新氏名又は新名称

⑥

2 代理人

識別番号
住所又は居所
氏名又は名称

〔備考〕

- 1 特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人及び商標登録出願人が届出をするときは、提出者(代理人を除く。)の印を押さなければならない。その場合、「新氏名又は新名称」は、法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。
- 2 備考1に記載の者以外の者が届出をする場合は、当該届出人の印を押すことを要しない。代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「代表者」の欄は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「代表者」の次に「代理関係の特記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。
- 3 特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人及び商標登録出願人が届出をするときは、「その他」の欄を設け、「〇願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように出願の番号を少なくとも一つ記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは「出願番号」を「出願日」とし、「令和何年何月何日提出の〇〇願」のように出願の年月日を記載する。
- 4 「住所又は居所」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「住所又は居所」の欄は設けるには及ばない。
- 5 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「新氏名又は新名称」又は「氏名又は名称」の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。
- 6 第4条第3項の規定により氏名若しくは名称の変更の届出及び住所若しくは居所の変更の届出を一の書面でするときは、次の要領で記載する。
 - イ 表題は、「氏名(名称)変更届及び住所(居所)変更届」とする。
 - ロ 「1 氏名(名称)を変更した者」の欄を「1 氏名(名称)及び住所(居所)を変更した者」とする。
 - ハ 「住所又は居所」の欄を「旧住所又は旧居所」とし、「旧住所又は旧居所」の欄の次に「郵便番号」の欄及び「新住所又は新居所」の欄を設けてそれぞれ記載する。
- 7 第4条第4項の規定により届出と申請を一の書面でするときは、次の要領で記載する。
 - イ 表題は、第4条第1項の届出と登録名義人の表示変更登録申請を一の書面でするときは、「氏名(名称)変更届及び登録名義人の表示変更登録申請書(特例法施行規則第4

条第4項の規定による届出及び申請)」とし、第4条第1項の届出と仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請を一の書面でするときは、「氏名(名称)変更届及び仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請書(特例法施行規則第4条第4項の規定による届出及び申請)」とする。

- ロ 様式中2を3項繰り下げ、「1氏名(名称)を変更した者」の欄を「4氏名(名称)を変更した者及び申請人」とし、「新氏名(名称)」を「氏名(名称)」とし、「旧氏名(名称)」の欄は設けるには及ばない。
 - ハ 「特許庁長官 殿」の次に、第4条第1項の届出と登録名義人の表示変更登録申請を一の書面でするときは、「1 表示変更登録申請に係る特許(登録)番号」、「2 変更に係る表示」及び「3 登録の目的」の欄を設け、「表示変更登録申請に係る特許(登録)番号」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「(別紙)」と記載して、登録名義人の表示変更登録の申請に係る特許番号、実用新案登録番号、意匠登録番号又は商標登録番号(特許(登録)番号の区切りには読点「、」を付すこと。)を記載する。「変更に係る表示」の欄には、「変更前の氏名(名称)」及び「変更後の氏名(名称)」の欄を設けて、それぞれ変更前の氏名(名称)及び変更後の氏名(名称)をそれぞれ記載し、「登録の目的」の欄には、「登録名義人の表示変更」のように記載する。第4条第1項の届出と仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請を一の書面でするときは、「1 表示変更登録申請に係る出願の表示」、「2 変更に係る表示」及び「3 登録の目的」の欄を設け、「表示変更登録申請に係る出願の表示」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「(別紙)」と記載して、仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録の申請に係る出願の番号(出願の番号の区切りには読点「、」を付すこと。)を記載する。「変更に係る表示」の欄には、「変更前の氏名(名称)」及び「変更後の氏名(名称)」の欄を設けて、それぞれ変更前の氏名(名称)及び変更後の氏名(名称)をそれぞれ記載し、「登録の目的」の欄には、「仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更」のように記載する。
 - ニ 登録免許税の納付に係る収入印紙は左上余白部分にはるものとし、その下に収入印紙の額を括弧をして記載する。
 - ホ 特許登録令第36条(実用新案登録令第7条、意匠登録令第7条及び商標登録令第10条において準用する場合を含む。)の規定により書面の提出を省略するときは、「5 代理人」の欄の次に「6 提出物件の目録」の欄を設けて、当該書面の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る特許(登録)番号又は出願の番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る特許(登録)番号又は出願の番号、書類名及びその提出日を記載する。
- 8 その他は、様式第1の備考1から3まで、5、8、12及び14から17までと同様とする。

b 住所（居所）変更届

例施規様式第3（第4条関係）

住所（居所）変更届	
（令和 年 月 日）	
特許庁長官 殿	
1	住所（居所）を変更した者
	識別番号
	旧住所又は旧居所
	郵便番号
	新住所又は新居所
	氏名又は名称 ⑩
2	代理人
	識別番号
	住所又は居所
	氏名又は名称

〔備考〕

- 第4条第4項の規定により届出と申請を一の書面とする場合において、その申請が登録免許税法（昭和42年法律第35号）第5条第4号又は第5号の規定により登録免許税が課されないものであるときは、「5 代理人」の欄の次に「6 非課税である旨の届出」の欄を設けて、「住居表示の実施による表示の変更の登録の申請」又は「行政区画の変更による表示の変更の登録の申請」のように記載する。
- 特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人及び商標登録出願人が届出をするときは、提出者（代理人を除く。）の印を押さなければならない。その場合、「氏名又は名称」は、法人にあっては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。
- 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名又は名称」の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。
- 様式第1の備考1から3まで、5、6、8、12及び14から17まで並びに様式第2の備考2、3、6及び7と同様とする。この場合において、様式第2の備考7中「氏名」とあるのは「住所」と、「名称」とあるのは「居所」と読み替えるものとする。

参考 (3)の氏名（名称）変更届及び住所（居所）変更届を一つの書面とする場合

氏名（名称）変更届及び住所（居所）変更届	
（令和 年 月 日）	
特許庁長官 殿	
1	氏名（名称）及び住所（居所）を変更した者
	識別番号

旧住所又は旧居所
郵便番号
新住所又は新居所
旧氏名又は旧名称
新氏名又は新名称



2 代理人

識別番号
住所又は居所
氏名又は名称

[備考] は、様式第2と同様とする。